

第1 法定調書の提出期限等について

1 提出期限

この手引で示す法定調書は、**令和8年2月2日（月）**までに**所轄税務署**に提出しなければなりません（給与支払報告書・特別徴収票の提出先は、各市区町村となります。）。

法定調書を税務署に提出する際は、作成した「法定調書」と「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（以下「合計表」といいます。）を併せて提出してください。

（注）一部の税務署では、複数の税務署の内部事務を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しています。対象の税務署に郵送で提出する場合は、業務センター宛に送付してください。

なお、対象の税務署については、国税庁ホームページをご覧ください。

送付先を調べる



2 作成・提出

次のいずれかの方法により、法定調書を作成・提出してください。

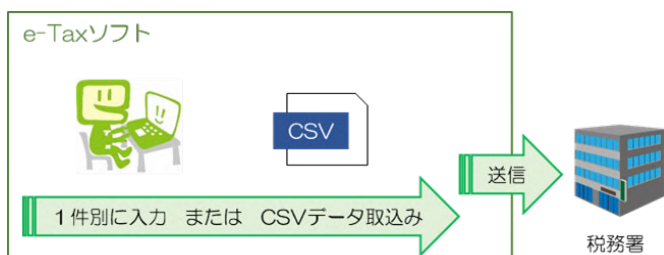
法定調書の作成に当たっては、記載すべき事項に誤りや不足等がないようご注意ください。

なお、①e-Tax、②クラウド等、③光ディスク等（以下「e-Tax 等」といいます。）のいずれかによる提出が義務となる場合があります。詳しくは2ページをご確認ください。

① e-Tax

e-Tax を利用して、法定調書の作成と提出を行う方法です。

（注）e-Tax をご利用いただくためには、e-Tax 等での提出義務の有無に関わらず、事前に所轄税務署へ開始届出書を提出して、利用者識別番号を取得する等の手続が必要となります。詳しくは、e-Tax ホームページをご確認ください。



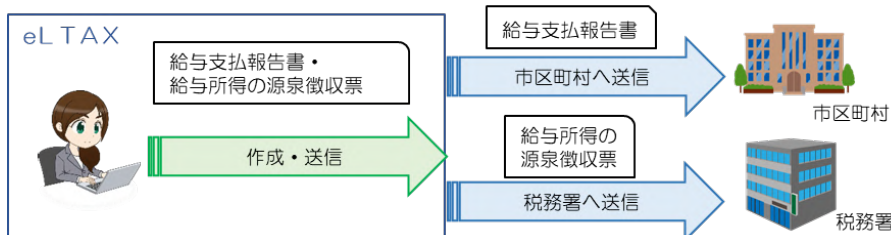
この手引で紹介する6種類の法定調書は、e-Tax ソフト（WEB 版）で法定調書の作成と提出が可能です。詳しくは 38 ページとこちらをご確認ください。



税務職員ふたば

【参考】地方税ポータルシステム（eLTAX）

eLTAX の電子的提出一元化機能を利用すると、各市区町村に提出する給与支払報告書のデータと、所轄税務署に提出する給与所得の源泉徴収票の e-Tax 用データを同時に作成し、それぞれ提出することができます。



② クラウド等

認定クラウド等の提出領域に法定調書のデータを記録し、税務署長にアクセス権限を付与して提出する方法です。

（注）認定クラウド等を利用して提出する場合、e-Tax 等での提出義務の有無に関わらず、事前に認定クラウド等の利用契約をし、所轄税務署へ利用開始を届け出る等の手続が必要です。



詳しくはコチラ



③ 光ディスク等（CD・DVD など）

法定調書を CSV 形式で作成し、CD・DVD などにデータを格納して提出する方法です。

④ 書面

法定調書を紙で作成し、提出する方法です。

詳しくはコチラ



本店等一括提出制度について

本店等が、e-Tax 等により、支店等が提出すべき法定調書を取りまとめて提出（本店等一括提出）することができる制度です。

なお、支店等が本店等一括提出を選択する場合には、その支店等が当該支店等を所轄する税務署長に対して「支払調書等の本店等一括提出に係る承認申請書」を提出し、承認を受ける必要があります。

申請書



e-Tax、クラウド等又は光ディスク等による提出義務基準について

前々年に提出すべきであった法定調書の枚数が **100 枚以上** である法定調書については、e-Tax 等による提出が必要です。

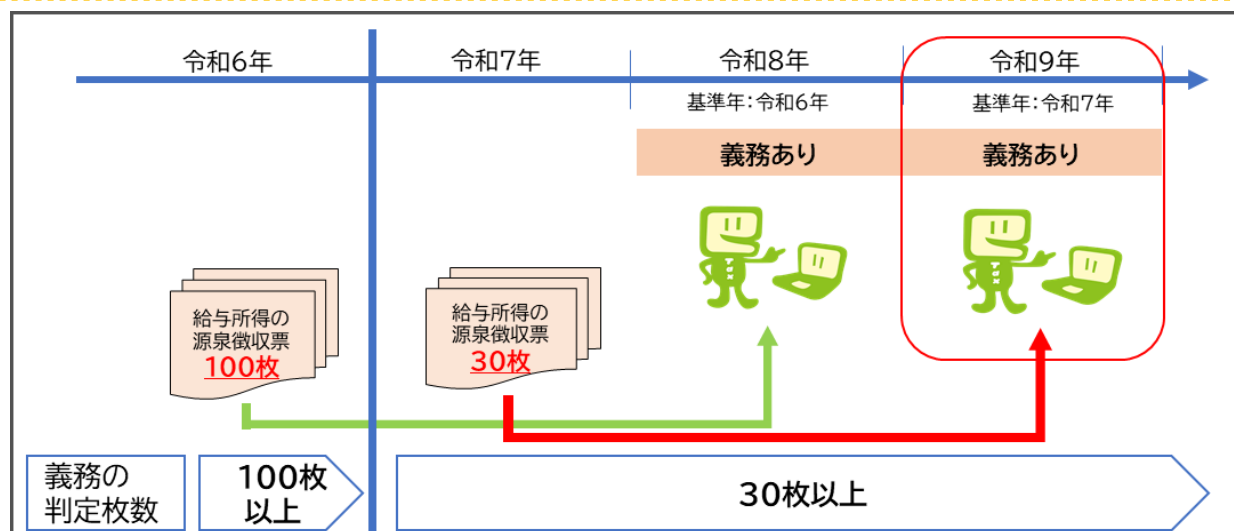
なお、提出義務の判定は法定調書の種類ごとに行いますのでご注意ください。

【令和9年1月以後に提出する法定調書について】

前々年に提出すべきであった法定調書の枚数が **30 枚以上** である法定調書については、e-Tax 等による提出が必要となります。

令和7年中に提出する法定調書の枚数が **30 枚以上** となった方は、**令和9年に提出する法定調書を e-Tax 等により提出する必要があります。**

該当する法定調書は、**書面での提出はできません**ので、e-Tax 等による提出のご準備をお願いします。



3 令和7年分の法定調書の提出から適用される主な改正事項

○所得税の基礎控除の見直し等

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

これらの改正に伴い、給与所得の源泉徴収票及び公的年金等の源泉徴収票の様式が改正されます。

給与所得の源泉徴収票の記載について、詳しくは「第2 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」をご参照ください。

また、税制改正の概要などについて、詳しくは国税庁ホームページの「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について」をご参照ください。

基礎控除の見直し等



源泉徴収票の提出方法の改正

給与等の支払者が、給与所得の源泉徴収票に記載すべき一定の事項が記載された給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署への給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなすこととされました。

上記改正は、**令和9年1月1日以後**に提出すべき源泉徴収票について適用されます。